

加茂市監査委員公表 第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14号の規定により、加茂市教育長から監査の結果報告に基づき措置を講じた旨の通知がありましたので、別紙のとおり公表します。

令和4年1月28日

加茂市監査委員 山口 昇

加茂市監査委員 大平 一 貴

監査の結果報告に基づく措置

令和3年度財政的援助団体等監査結果報告(令和3年12月2日加茂市監査委員公表第3号)分

【社会教育課・公民館：青少年育成団体連絡協議会補助金】

指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>新型コロナウイルス感染拡大の影響で事業が中止されたこと等により事業費が縮小した結果、次年度繰越金1,545,644円としている。これは令和2年度事業費予算に対し、実施事業が縮小したのであるから、残金は市に返還するものと考えられるが、市担当課及び補助金交付関係各課と協議のうえ、適切に対応されるよう求めるものである。</p> <p>また、今後の補助金交付についても、実績報告の段階で補助金の精算を行うとともに、関係各課が確認及び検証をし、事業に見合う正確な額の補助金支出となるよう交付申請から確定通知までの一連の手続きを検証できる体制を作っていただきたい。</p>	<p>企画財政課と協議した結果、</p> <p>① 市補助金 4,334,000円</p> <p>② 補助対象事業費 3,740,003円</p> <p>の差額593,997円を返還することとし令和3年12月24日に返還いたしました。(補助対象事業費は支出計から繰越金を除く収入額を差し引いた金額)</p> <p>今後の補助金交付につきましては、実績報告時に補助金の清算を行い、交付申請の際には子どもの人数や事業を精査するとともに企画財政課と協議を行い適切な補助金支出となるよう手続きを行う。</p>